

# 仕 様 書

## 1. 件名

令和7年度 文書廃棄処理業務（単価契約）（石川地区・共同調達）

## 2. 契約期間

令和7年4月1日（予定）から令和8年3月31日まで

## 3. 履行場所及び予定数量等

別紙のとおり

なお、数量及び実施時期はあくまでも予定であり、変更があっても異議を申し立てないこと。

## 4. 業務内容

石川労働局管内、中部管区行政評価局石川行政評価事務所、金沢地方法務局管内、金沢地方検察庁管内、北陸財務局及び北陸農政局管内において発生した廃棄文書を各官署担当職員の立会いの下、禁忌品等を受注者の負担にて分別し、適法かつ機密を保持したまま廃棄処理（溶解又は裁断処理）を行う。

(1) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定）の「機密文書処理」の「判断の基準」の要件を満たすこと。

(2) ①一般廃棄物の収集運搬

・当該業の受注者は、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けていること。ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者については、この限りではない。

②一般廃棄物の処分

・当該業の受注者は、一般廃棄物の処分を業として行う場合、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けていること。ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者については、この限りではない。

(3) 業務実施に当たって、受注者は処分施設に即日搬入を行い、廃棄処理が行えるよう、体制整備や日程調整を行うこと。また、作業員の安全確保に努め、職員等の業務に支障が生じないように配慮すること。業務完了後は清掃を行うとともに、建物などの汚損・破損などに対して細心の注意を図り行うこと。なお、受注者の責により回収場所である建物内外の施設等に汚損・破損が発生した場合は、補償及び原状回復等必要な措置を速やかに講ずること。

(4) 廃棄物の種類

行政文書（ノーカーボン複写用紙及び印刷用塗工用紙を含む。）及び機密文書（印画紙及び光沢紙を含む。）

ただし、石川労働局管内及び北陸農政局管内においては、再生利用が不可能な紙ファイル（金属製又は樹脂製ファイル金具付き）に綴じたものが含まれるので、受注者の負担にて分別の上、産廃処理又はリサイクル資源として処分を行うこと。また、金沢地方検察庁管内及び北陸農政局管内においては、写真を貼付したもの及び工事用アルバムが含まれるので、官署担当者立会いの下、分別を行うことなく裁断し、裁断後は産廃処理又はリサイクル資源として処分を行うこと。さらに、金沢地方法務局管内においては、廃棄文書が樹脂製チューブ及び紐等で綴じたものが含まれるので、受注者の負担にて分別の上、産廃処理又はリサイクル資源として処分を行うこと。

なお、受注者が産業廃棄物の収集運搬及び処分の資格を有しない場合は、受注者の負担にて別途、産業廃棄物処分業者と契約し、処分を行うこと。

(5) 行政文書等を回収する際は、受注者が紛失、散逸、又は第三者への流失などを防止する機能を持った専用車両において回収すること。また、行政文書等受領の際は、受領日及び受領者などを記載した書面（任意様式）を交付すること。

さらに、廃棄処理日から7日以内に機密の抹消が完了したことを証明する書類（任意様式）を提出すること。

## 5. 契約条項

契約書その他法令に定めるところによる。

## 6. その他

### (1) 代金の支払

発注ごとの後払いとし、履行検査完了後に適法な請求書を受領してから30日以内に支払うこととする。なお、支払は各官署がそれぞれ行うため、請求書は仕様書別紙に記載の官署ごとに発行すること。

(2) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議により決定する。

## 履行場所及び予定数量等

	官署名	所在地(回収場所)	実施予定時期	予定数量	エレベータ使用可否	写真有無	ファイル有無
1	石川労働局	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎4階、5階及び6階	令和7年9月～11月	8,370kg	○	無	有
	金沢労働基準監督署	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階		650kg	○	無	有
	小松労働基準監督署	石川県小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎4階及び7階		1,570kg	○	無	有
	七尾労働基準監督署	石川県七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎3階		1,550kg	○	無	有
	穴水労働基準監督署	石川県鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎2階		1,710kg	○	無	有
	金沢公共職業安定所	石川県金沢市鳴和1-18-42 1階倉庫及び2階ボイラー室		580kg	×	無	有
	金沢公共職業安定所津幡分室	石川県河北郡津幡町清水ア66-4 1階		260kg	—	無	有
	小松公共職業安定所	石川県小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎2階、3階、4階及び7階		640kg	○	無	有
	白山公共職業安定所	石川県白山市西新町235 1階		690kg	—	無	有
	七尾公共職業安定所	石川県七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階		680kg	○	無	有
	七尾公共職業安定所羽咋出張所	石川県羽咋市南中央町キ105-6 1階		150kg	—	無	有
	加賀公共職業安定所	石川県加賀市菅生イ78-3 加賀地方合同庁舎2階		1,970kg	○	無	有
	輪島公共職業安定所	石川県輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎1階		270kg	—	無	有
	輪島公共職業安定所能登出張所	石川県鳳珠郡能登町宇出津新港3-2-2 2階		780kg	×	無	有
1 小計				19,870kg			
2	中部管区行政評価局石川行政評価事務所	石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎4階	令和7年12月	300kg	○	無	無
3	金沢地方法務局	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎地下駐車場及び地下1階法務局倉庫	令和7年7月～令和8年3月	9,827kg	○	無	無
	金沢地方法務局小松支局	石川県小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎5階及び6階		2,780kg	○	無	無
	金沢地方法務局七尾支局	石川県七尾市小島町大開地3番地7 七尾西湊合同庁舎3階及び4階		1,973kg	○	無	無
	金沢地方法務局輪島支局	石川県輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎2階		1,207kg	○	無	無
	3 小計				15,787kg		
4	金沢地方検察庁	石川県金沢市大手町6-15 金沢法務合同庁舎地下駐車場	令和8年1月～3月	4,300kg	—	有	無
	金沢地方検察庁小松支部	石川県小松市小馬出町12 小松法務合同庁舎1階		800kg	—	有	無
	金沢地方検察庁七尾支部	石川県七尾市馬出町ハ1 七尾法務総合庁舎1階		600kg	—	有	無
	金沢地方検察庁輪島支部	石川県輪島市河井町15-90 1階		200kg	—	有	無
	4 小計				5,900kg		
5	北陸財務局	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎1階	令和7年4月～令和8年3月	4,254kg	○	無	無
6	北陸農政局	石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎1階及び特殊車庫	令和7年6月～令和8年2月	14,100kg	○	無	有
	北陸農政局金沢野町庁舎	石川県金沢市野町3-1-23 金沢野町庁舎1階		800kg	—	無	有
	北陸農政局土地改良技術事務所新保本倉庫	石川県金沢市新保本1-451 土地改良技術事務所新保本倉庫1階		200kg	—	有	有
	加賀地方合同庁舎書庫	石川県加賀市大聖寺菅生イ78-3 加賀地方合同庁舎3階		700kg	○	有	有
	北陸農政局土地改良技術事務所	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎別館1階	令和8年1月	1,500kg	—	無	無
6 小計				17,300kg			
合計				63,411kg			

## ※回収方法

- (1) 石川労働局、各労働基準監督署及び各公共職業安定所にかかる業務  
発注担当職員の指示の下、搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。
- (2) 中部管区行政評価局石川行政評価事務所にかかる業務  
発注担当職員の指示の下、搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。
- (3) 金沢地方法務局にかかる業務
  - ① 金沢新神田合同庁舎地下1階交通公園側エレベーター前又は地下1階法務局倉庫に搬出された廃棄文書を、発注担当職員の指示の下、運搬車両まで運搬する。
  - ② 金沢新神田合同庁舎地下においては、入口スロープは幅430cm、高さ255cmであるため、入庫可能な車両を用いること。
- (4) 金沢地方法務局小松支局、同七尾支局及び同輪島支局にかかる業務  
発注担当職員の指示の下、搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。
- (5) 金沢地方検察庁にかかる業務  
発注担当職員の指示の下、搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。  
金沢法務合同庁舎地下においては、地下駐車場入り口が幅565cm、高さ265cmであるため、入庫可能な車両を用いること。
- (6) 北陸財務局にかかる業務  
発注担当職員の指示の下、搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。
- (7) 北陸農政局にかかる業務
  - ① 金沢広坂合同庁舎1階北陸農政局第3会議室に搬出された廃棄文書を金沢広坂合同庁舎ピロティに駐車した運搬車両まで運搬する。  
又は、金沢広坂合同庁舎敷地内特殊車庫に搬出された廃棄文書を特殊車庫横に駐車した運搬車両まで運搬する。
  - ② 北陸農政局金沢野町庁舎1階玄関に搬出された廃棄文書を金沢野町庁舎玄関横に駐車した運搬車両まで運搬する。
  - ③ 発注担当職員の指示の下、北陸農政局土地改良技術事務所新保本倉庫横に駐車した運搬車両まで運搬する。
  - ④ 発注担当職員の指示の下、加賀地方合同庁舎3階書庫から搬出された廃棄文書等を運搬車両まで運搬する。
- (8) 北陸農政局土地改良技術事務所にかかる業務  
金沢新神田合同庁舎別館に搬出された廃棄文書を別館横に駐車した運搬車両まで運搬する。